

北名古屋市

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情に関する回答

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

生活実態を的確に把握し、低所得者の経済的な自立と生活意欲の助長を図るとともに、生活保護制度、国民健康保険制度、福祉医療制度、介護保険制度等の適正な運営に努めます。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

第4期介護保険事業計画において、適正な保険料額を算定します。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

低所得者対策として、所得段階区分が第1段階から第3段階に該当する方で、生活保護基準に相当する世帯に属している方については、減免を行っています。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

国の施策どおり行います。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

同居家族がいる場合の生活援助等の訪問介護の利用については、担当ケアマネジャーの判断により、ケアプランにその必要性を記載することで、サービスの利用を認めてい

ます。

また、軽度者で福祉用具の必要な方については、「福祉用具貸与の例外給付に係る確認書」により、サービスを提供しています。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

現在、第4期介護保険事業計画を策定中であり、アンケートの調査結果等を参考にし、施設・在宅サービスの基盤整備を図ります。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

毎月開催している地域ケア会議において、近隣のヘルパーやケアマネジャーを招き、介護や介護予防に関するテーマを学習する機会を設けています。また、介護職員についても、介護や介護予防などに関するテーマを学習する機会を設けるとともに、適宜、研修会を行っています。

介護労働者の処遇にあっては、労働環境・雇用管理の改善及び教育訓練等の施策を必要に応じ行っています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

配食サービスは、介護予防の観点に立ち、本人の自立支援を図るため、月曜日～日曜日の昼食及び夕食を、各利用者のアセスメントに基づき、糖尿病食等の治療食も含めて必要数を提供しています。なお、料金については、配達に係る経費として、1食当たり200円を補助しています。

会食方式については、社会福祉協議会所管のボランティア団体主催により、ひとり暮らし高齢者や虚弱高齢者を対象に、「ふれあい食事会」及び「ふれあい食堂」と称して、昼食会を実施しています。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

日常生活上の移動手段として、平成19年7月2日から市内循環バス「きたバス」の運行が始まり、高齢者の外出を支援しています。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

おおむね65歳以上の方を対象に、みんなで楽しく健康づくり、認知症予防を図りながら、次のとおり地域サロン及びミニディサービスを開催しています。

- 市内（地域にある公会堂など10か所）の施設で、毎月1回、地域サロンを開催しています。
- 市内（老人福祉センターなど6か所）の施設で、毎週1回、ミニディサービスを開催しています。

（3） 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

要介護1から要介護3の方を「障害者」として、また要介護4、要介護5の方を「特別障害者」として、認定書を発行しています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

毎年1月号の広報に関係記事を掲載して周知するとともに、確定申告用の保険料額のお知らせを送付する際に、障害者控除対象者認定について記載することにより、個別に送付しています。

2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

ひとり暮らしで非課税者は、対象者として助成しています。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行を

しないでください。

後期高齢者医療制度に基づき、資格証明書の発行を行います。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

愛知県後期高齢者医療連合の運営に基づき、助成適用の対象除外しています。

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

現状どおりです。（後期高齢者だけに不利益となることはありません。）

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。

近隣市町村の状況を調査し、検討していきたい。

②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

妊婦健康診査は、平成20年度2回から5回に拡大しました。財源確保が困難な折、更なる拡大は大変、厳しい現状ではありますが、今後は、国や近隣市町の動向を考慮しつつ最大限の努力はしていきます。

4. 国保の改善について

①保険料（税）について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

平成20・21年度に限り低所得者の減免制度を創設しました。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

国の基準どおり行います。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

減免制度拡充の予定はありません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

現行基準どおり行います。

②保険料（税）滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

資格証明書は発行しておりません。

イ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

随時、納税相談を実施し、納税者の実情に応じた対応をしています。

③65～74歳の保険料（税）の年金天引きは、行わないでください。

国の基準どおり行います。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

実施予定はありません。

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

国の施策どおり行います。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

補装具について、18歳未満の児童については、利用料負担を5%としています。
地域生活支援事業の利用者負担については、無料(食費等は実費)で実施しています。

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

障害者団体、親の会、市内の施設事業所に対しグループインタビューを実施するとともに障害をお持ちの方に対しアンケート調査を実施しています。

また、障害をお持ちの方及び一般市民を対象にパブリックコメントを実施する予定であり、住民参加の計画づくりを目指しています。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

健診の自己負担金を無料にすることについては、財源が豊かな市ではないことや受益者負担の理念から有料が望ましいと考えています。

また、受診機会が通年ですといつでも受診できるという安心感から受け忘れが増加し、かえって受診率が低下することが考えられます。よって個別医療機関委託の実施期間は、7月～1月としています。

特定健診、子宮がん検診、歯周疾患は、個別医療機関委託と集団健診を実施しています。

②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

健診費用については、①のとおり。40歳から70歳までの方を対象として受診機会を設けています。

7. 地方税の徴収について

①地方税の年金天引きを行わないでください。

地方税法第321条の7の2において、公的年金等所得に係る個人住民税については、年金から「特別徴収の方法によって徴収するものとする」とされており、平成21年10月から実施します。

なお、実施にあたっては、納税者に対し制度改正の趣旨や内容の周知等を十分に図ってまいります。

※ 平成20年北名古屋市6月定例議会にて議決済